

**霊柩運送事業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第 1 版)**

一般社団法人全国霊柩自動車協会

令和 2 年 5 月 1 8 日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

霊柩運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。（運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。）
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

（４）事業所での勤務

- ・従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。

- ・ 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

（５）事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても２メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、２メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

（６）トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」
(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

(7) 車両・設備・器具

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) ご遺体搬送

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・搬送の依頼が入った時点で、家族だけでなく病院関係者から死因を確認し、必要な防護用品（例：マスク、ニトリル手袋、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン等）の準備を確認した上で出発する。車内に着ている防護服や手袋などを捨てる袋を用意して、不用意にポケットなどに入れないようにする。
 - ・標準予防策、飛沫感染予防、接触感染予防を意識し、死因に合わせた安全な搬送を行う。
また、運転席とご遺体積載場所とは、なるべく隔壁等により隔離することが望ましい。
 - ・ご遺族が感染していることも否定できないため、検査をしているかどうか確認した上で、検査実施の有無あるいはその検査結果に関わらず、搬送中は車内の換気に努める。
 - ・搬送する際には、死因を問わず、スタッフは、マスク、ニトリル手袋（二重）、防水性の高い防護ガウンもしくは白衣などの着脱容易な長袖の上着を装着して搬送業務に従事し、感染症の情報の有無に関わらず、手袋をつけ、マスクをして対応することが全ての基本とする。
 - ・死因を問わず、消毒薬を染みこませた綿花等で故人の鼻ならびに口周辺を覆い、鼻腔内、口腔内からの体液等の漏出防止策をとっておくこと。
 - ・搬送時には、ご遺体を非透過性納体袋に入れて、70%濃度以上のアルコール消毒剤もしくは次亜塩素酸ナトリウムでその表面を消毒することが有効である。
- ※厚生労働省では非透過性納体袋に収納・密閉後に表面の消毒を行えば、それ以上の特別な感染予防策は不要としている。
- ・非透過性納体袋を取り扱うときは、使い捨てのニトリル手袋を着用する。
 - ・車庫に戻る、もしくは手洗いが可能な場所へ移動したら、防護具を外した後、液体石けんと水で少なくとも20秒間手を洗うこと。手洗いが難しい場合は、少なくとも60%のアルコールを含むアルコールベースの手指消毒剤を使用して、手指衛生を行う。消毒剤の使用よりも、手洗いを優先すること。特に手が目に見えて汚れている場合は、必ず石けんと水で手洗いをする必要がある。
 - ・ご遺体をストレッチャーに乗せ、車に乗せた時点で、ハンドルを握る前に手袋を外し、手指消毒を行い運転する。

- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力のお願い

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力のお願い

- ・事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、一般社団法人全国霊柩自動車協会が作成した「新型インフルエンザ対策マニュアル＜遺体搬送＞⁴」も参考にする。
- ・ また、日本医師会 総合政策研究機構 対新型コロナウイルス特別医療タスクフォース『ご遺体の搬送・葬儀・火葬の実施マニュアル支援プロジェクト』が作成した「新型コロナウイルス感染症 ご遺体の搬送・葬儀・火葬の実施マニュアル⁵」も参考にする。

(以上)

⁴ 「新型インフルエンザ対策マニュアル＜遺体搬送＞」
「全霊協のホームページ」 お知らせ欄 : https://www.09net.jp/php/file_upload/manuuaru.pdf

⁵ 「新型コロナウイルス感染症 ご遺体の搬送・葬儀・火葬の実施マニュアル」
「全霊協のホームページ」 お知らせ欄 : https://www.09net.jp/php/file_upload/20.4.22.pdf